

作業道等保全管理支援事業をご活用ください！

北上市は令和7年度から、地域住民が主体の団体を対象として、有害鳥獣被害の抑止及び森林の適正な保全管理のため、作業道や里山林の整備活動に対して補助します。

補助内容

(1) 作業道刈払活動の補助

森林作業道の雑草除去活動の経費(賃金、資材費、機材借上料、燃料費、委託費等)。

➢ 補助金交付額 100メートルあたり5,500円 ▶ただし、1年度に1路線につき1回まで。

(2) 作業道路面整備活動の補助

森林作業道の敷砂利等の路面整備活動の経費(賃金、資材費、機材借上料、燃料費、委託費等)。

➢ 補助金交付額 1メートルあたり1,000円 ▶ただし、1年度に1路線につき1回まで。

(3) 里山林整備活動の補助

居住地近く森林における枯損木・生育不良木除去及び集積等の経費(賃金、資材費、機材借上料、燃料費、委託費等)。

➢ 補助金交付額 10アールあたり16,000円 ▶ただし、1年度に1か所につき1回まで。

(4) 森林整備作業の研修会開催の補助

市内で行う森林整備の技術及び知識習得にかかる研修会開催の経費(賃金、講師謝礼・旅費、資材費、機材借上料、燃料費、保険料、委託料等)

➢ 補助金交付額 開催経費の2分の1 ▶ただし、1回あたり5万円上限で1年度5回まで。

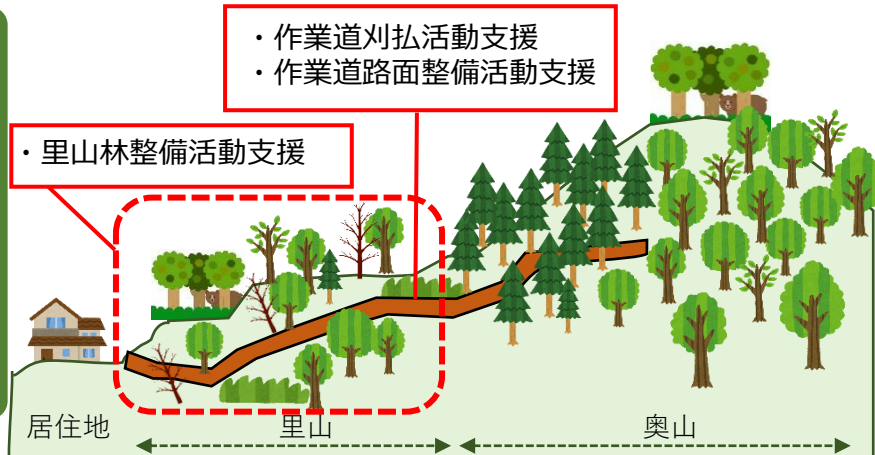
補助金交付対象の要件

(1) 補助対象者の要件

3名以上で構成されている組織

(2) 補助対象の作業道及び森林

市内に存する森林整備のために開設された作業道、及び居住地近くの森林



申請の流れ

補助金
交付申請

- ・組織の構成員等が確認できる書類
- ・対象区域が確認できる書類
- ・対象事業及び経費が確認できる書類の3点が揃っていること。

補助金
交付決定

審査を経て決定。
不足資料があれば提出を求める場合があります。

補助金
交付請求

作業・研修会終了後...
・終了が確認できる書類
・精算経費が確認できる書類の2点が揃っていること。

補助金
交付

申請受付：北上市芳町1-1
(北上市役所本庁舎3F)
農林部農林企画課
農地林務係

連絡先：0197-72-8237

申請書類は市HPより
ダウンロードいただき
ご提出ください。

